

大分大学研究マネジメント機構研究推進センター細則

令和3年9月28日制定

令和3年細則第25号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学研究マネジメント機構規程（令和3年規程第30号）第9条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）における基盤研究の支援及び重点研究の推進を図るため、研究プロジェクトの創生及び支援体制の整備並びに若手研究者の育成に資することを目的に設置する大分大学研究マネジメント機構研究推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の優れた研究及び特色ある研究の推進に関すること。
- (2) 先駆的な研究領域の創出に関すること。
- (3) 独創的研究、萌芽的基盤研究及び学内組織間連携の融合研究による研究シーズの育成並びに研究プロジェクトの推進に関すること。
- (4) 特色ある国際共同研究及び国際展開プロジェクトの企画・開発及び推進に関すること。
- (5) 海外の研究機関との学術交流に関すること。
- (6) その他本学の研究推進に関し必要な事項

(センターの組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 戦略的研究推進部門
- (2) 国際戦略推進部門

(構成)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 各部門長
 - (3) 研究マネジメント機構の教員
 - (4) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて副センター長を置くことができる。
- 3 第1項第3号及び第4号の構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第6条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、機構長が指名する。

2 部門長は、所掌する部門を統括する。

3 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター連絡会議)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、研究推進センター連絡会議（以下「センター連絡会議」という。）を置く。

2 センター連絡会議の委員は、第4条第1項各号に掲げる者に、研究推進部研究推進課長を加えた者とする。

3 前二項に定めるもののほか、センター連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部門会議)

第8条 部門の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる部門会議を置く。

(1) 戦略的研究推進部門連絡会議

(2) 国際戦略推進部門連絡会議

2 前項各号の部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

(評価委員会)

第9条 研究マネジメント機構の研究プロジェクトの評価を行うため、大分大学研究マネジメント機構研究推進センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。